平成２７年（フ）第５号
鹿児島県鹿屋市永野田町635番地３　寿一１
債務者　立石　麻依
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第６６号
宮城県白石市小原字小屋沢31番地９
債務者　川津　光明
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２７年（フ）第３号
宮城県柴田郡大河原町大谷字稗田前56番地１県営大河原結ケ丘住宅４号
債務者　戸田みさと（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第５３４２号
大阪府寝屋川市池田本町４番44号
債務者　竹岡　良祐
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３９１号
大阪府東大阪市吉原２丁目８番４号ミレニアムヴィラ201、前住所大阪府東大阪市吉原２丁目９番56―502号
債務者　泉井　智恵
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４７３号
大阪府吹田市山田東１丁目33番Ｃ―215号
債務者　西森啓祐こと　西森　啓祐
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４８２号
大阪市此花区高見１丁目６番24―505号
債務者　當眞　修二
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４８７号
大阪府池田市八王寺１丁目２番21号
債務者　ＨＫＫこと　原　　賢一
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５１３号
大阪市淀川区加島１丁目２番２―410号
債務者　矢田　茉央
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５２０号
大阪府東大阪市衣摺５丁目19番37号　２Ｆ、前住所大阪市生野区田島２丁目11番10号
債務者　金井国男こと　金　　国男
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５５８号
大阪市阿倍野区三明町２丁目２番14号
債務者　岩田　一義
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８２号
大阪府守口市大久保町４丁目41番13―102号
債務者　岡山テント商会こと　曽田　泰生
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２８号
大阪府枚方市田口山１丁目35番８―202号
債務者　林　孝太郎
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６５号
大阪府東大阪市柏田西１丁目４番11号　グローリー柏田105号
債務者　長田　昌文
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２１号
大阪市住之江区平林南２丁目１番20―1306号
債務者　荒川　智子
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２３号
大阪府豊中市長興寺南４丁目３番28―302号
債務者　宮本　　亮
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９号
山口県周南市緑町１丁目47番地　美重ビル２階、前住所大阪府門真市四宮５丁目８番６号
債務者　牧　　宜子（旧姓宇藤）
1　決定年月日時　平成27年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第１５号
神奈川県愛甲郡愛川町半原1869番地の６
債務者　井上　三義
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部